

川越市旅館業法施行条例の一部改正（素案）の概要について

平成30年4月

保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

内閣府により設置された規制改革推進会議の旅館業規制の見直しに関する意見（平成28年12月）等を踏まえ旅館業法及び政省令が改正され、ホテル営業と旅館営業の種別が旅館・ホテル営業と統合されるとともに、構造設備基準の様々な規制が撤廃又は必要最小限に緩和されました。さらには、旅館業における衛生管理要領が改正され、構造設備基準及び旅館業施設に講ずべき衛生上の措置の基準の一部が撤廃又は必要最小限に緩和されました。

今般、これらを踏まえた基準に改めるため、川越市旅館業法施行条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 衛生上必要な措置の基準について

ア 照度、清掃頻度の数値基準を撤廃します。

イ 客室の定員の基準を明確化します。

(2) 各種別の営業施設に関する構造設備基準について

ア 旅館・ホテル営業

法改正に伴い、ホテル営業と旅館営業を旅館・ホテル営業に統合し、構造設備基準を設定します。その基準は現行の旅館営業をベースとしつつ、和式の客室の基準、玄関帳場の受付台の数値基準を撤廃します。その他宿泊手続のための機械設備の基準を緩和します。

イ 簡易宿所営業

階層式寝台に着目した一客室の床面積の基準、玄関帳場の受付台の数値基準を撤廃します。その他宿泊手続のための機械設備の基準を緩和します。

ウ 下宿営業

一客室の床面積の基準、客室の境の壁造りの規定を撤廃します。

3 施行予定日

平成30年7月1日